

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

施策番号60

具体的施策	担当省庁等	実施時期
<p>未公開株の取引等を利用した高齢者などを狙った詐欺的商法による新たな消費者被害の事案について、情報集約から取締までを一貫してかつ迅速に行う体制を構築して、取締りを強化します。また、高齢者に被害が集中していることを踏まえ、多様なチャネルを通じた注意喚起・普及啓発を強化します。さらに、被害の防止・回復の迅速化等に向けた制度の運用・整備の在り方についても検討を行います。</p> <p>特に、無登録業者による違法な勧誘行為について、国民に対する情報提供と注意喚起を一層充実させます。悪質な業者に対しては文書による警告を行うほか、警察等関係行政機関との情報交換・意見交換を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図ります。</p>	<p>消費者庁 警察庁 金融庁</p>	<p>継続的に実施・引き続き検討します。</p>

取組状況

「新たな手口による詐欺的商法に関する対策チーム」のとりまとめ(平成22年3月19日)に盛り込まれた施策を着実に実施中。

具体的には、これまでに以下を実施。

- ・PIO - NETの相談情報や、日本証券業協会の未公開株通報専用コールセンターに寄せられた情報について、事業者の名寄せを実施し、警察庁、金融庁に情報提供。(平成22年4月から計4回)
- ・リーフレットの作成・配布などの注意喚起・普及啓発を実施。
- ・金融庁では、上記のほか、被害の拡大防止に向けて無登録業者名の公表や警察当局との連携強化等の取組。(これらを含む対応状況について、平成22年3月19日及び4月28日に公表)

今後の方針

今後とも、対応策に盛り込まれた施策を着実に実施。進捗状況について消費者委員会に適宜報告。

資料1 - 2 (金融庁)

(消費者基本計画 工程表)

施策62: 無登録業者による未公開株の販売やファンド業者による資金の流用等の詐欺的な事案が見られるところ、金融商品取引法違反行為を行う者に対する裁判所への差止命令の実効性を確保するため、罰則規定の整備を盛り込んだ法案を国会に提出し、同法案の成立・施行後は、差止命令の申立て制度の活用に向け関係者間で検討を進めます。

	H22 6/8		H22 秋頃	年内	H22 12/31	年度内	H23 3/31		H24 3/31	
<div data-bbox="188 528 667 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>金商法第192条に基づく裁判所の差止命令の申立て及び同法第187条に基づく調査に係る実効的な運用手続きの検討。当該業務に係る実施体制の整備。(平成22年改正金融商品取引法のうち、該当部分。5/19公布・6/8施行。)</p> </div> <div data-bbox="188 810 2024 1018" style="background-color: yellow; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>無登録業者等に係る情報収集、分析の実施。その結果、必要と認められる場合は187条調査の実施、さらに192条の申立ての実施。</p> </div>										

「消費者基本計画」における「工程の明確化」について

施策番号153

具体的施策	担当省庁等	実施時期
インターネットをはじめとする高度情報通信技術を活用した取引に関する消費者問題に関して、被害の抑止及び救済の実効性の確保など消費者の安全・安心の確保の在り方について、事業者や行政の国際的な動向や対応も踏まえて総合的な検討を行います。	消費者庁 総務省 経済産業省	平成22年度中に結論を得ます。

今後の方針

平成22年度前半に検討すべき課題を抽出、後半に海外事例の収集等を行い、総合的な検討の結論を得る。

内閣府の今後の取組(工程表)

項目	(平成22(2010)年度)		(平成23(2011)年度)		(平成24(2012)年度)		(平成25(2013)年度)		備考
158. 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」及び「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」に基づき、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするために、関係省庁や関係団体等と連携して、青少年やその保護者に対する啓発活動などを推進するとともに、青少年に対するインターネット上の違法・有害情報対策に関する国際協力にも積極的に取り組めます。									
	<p>基本計画に盛り込まれた施策について、関係省庁等と連携して実施するとともに、子ども・若者育成支援推進本部において、1年間に1度、施策の取組状況について、フォローアップを実施する。</p>				<p>フォローアップ結果等を踏まえ、基本計画の見直しなど必要な措置を講じつつ、基本計画に盛り込まれた施策について、関係省庁等と連携して実施。</p>				

厚生労働省の今後の取組(工程表)

項目	(平成22(2010)年度)		(平成23(2011)年度)		(平成24(2012)年度)	
	H22 4/1	H22 9/1	H23 3/31	H23 9/1	H24 3/31	H24 9/1
58 有料老人ホーム等に係る表示の適正化、入居契約の適正化、関係法令の遵守等について、都道府県に対して指導の徹底を要請します。						
	年度内を目途に、都道府県等へ指導の徹底を図る内容の通知を发出する。		その後の状況を踏まえ、必要に応じて、都道府県等に対する指導の要請を行う。			

厚生労働省の今後の取組(工程表)

項目	(平成22(2010)年度)		(平成23(2011)年度)		(平成24(2012)年度)	
	H22 4/1	H22 9/1	H23 3/31	H23 9/1	H24 3/31	H24 9/1
106 地域の高齢者に身近な地域包括支援センターが、消費者被害を未然に防止するため、消費生活センター等と定期的な情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、訪問介護員等に必要な情報提供を行い、消費者被害の防止に取り組みます。	<p>高齢者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターが、市町村の消費生活センター等と高齢者の消費者被害に関する情報交換を行うこと等について、全国介護保険担当課長会議等を通じて周知・指導を行う。</p>					